

# 須賀川商工会議所ウェブサイトバナー広告募集要項

## 1. 募集内容

### (1) 広告の種類及び掲載の位置

掲載する広告はバナー広告とし、掲載位置は須賀川商工会議所ウェブサイトバナー広告スペース(別紙1)とする。なお、スペース内の掲載位置は当所が指定する。

### (2) 広告規格

掲載規格は、1枠につき縦140ピクセル・横310ピクセルとし、JPEG形式またはPNG形式とする。

### (3) 掲載期間

掲載期間は原則として年度単位とし、掲載年度の4月1日から翌年3月31日までとする。なお、1か月単位の掲載も可能とするが、その場合の掲載期間は、掲載開始月の初日から掲載終了月の末日までとする。掲載終了月の10日までに広告主から申し出がない場合は、申し出があるまで自動継続とする。

### (4) 掲載募集枠

募集は10枠とする。ただし、申込状況に応じて募集枠を増やすことがある。

## 2. 応募方法等

### (1) 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、申し込みをすることができる。

ア. 当所会員事業所または当所が適当と認める事業所及び団体等

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者でない者

### (2) 応募期間

随時募集する。ただし、掲載希望月の20日前までに申し込むこととする。

### (3) 申込先

須賀川商工会議所 総務課へ「須賀川商工会議所ウェブサイトバナー広告掲載申請書」により申し込む。申込書は、当所ウェブサイトよりダウンロードください。

須賀川商工会議所 総務課 TEL0248-76-2124 FAX0248-76-2127 Mail t_suzuki@sukagawacci.or.jp
---

## 3. 広告掲載料

1枠につき月額5,000円(当所非会員事業所は10,000円) ※税別

## 4. 広告掲載の決定

広告掲載の申し込みがあった広告案について、当所が掲載の可否を決定する。

## 5. 広告原稿の作成及び提出

掲載が決定した広告主は、掲載するバナー広告を本要項で指定する規格で作成し、当所が指定する期日までに電子データにより提出する。

## 6. 広告掲載料の納付

掲載が決定した広告主へ当所が請求書を発行し、指定口座へ期日までに一括前納する。

## 7. 広告内容、デザイン等の変更協議

内容やデザイン等の変更を希望する広告主は、当所へ事前に協議する。

## 8. 広告掲載の取り消し

当所は、広告を掲載した後において、応募資格に非該当となったと判断するときは、広告掲載の期間中であっても、掲載した広告を削除することがある。これによる、広告主及びその関係者に生じる損害に対し、当所は一切その責任を負わない。

## 9. 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げるときは、当所へ申し出る。

## 10. 広告掲載料の返還

当所は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。なお、その場合の返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額総額の総額とする。ただし、広告主の自己都合による広告掲載取り下げの場合は、返還しない。

## 11. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- (4) 広告主は、須賀川商工会議所ウェブサイトへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- (5) 広告主は、広告掲載取り消しの場合において、その責めに帰すべき理由により、当所に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 他のウェブサイトを集めて情報提供することを主たる目的としないこと。

## 12. 免責事項

システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかったとき、またはそれにより広告主が損害を受けたときにおいて、当所は、広告主に対してその責を負わないものとし、広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

## 13. その他

- (1) 応募に際し、広告主から提出された書類等は、一切返却しない。
- (2) 広告作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。



お知らせ記事内検索

お問い合わせ

ホーム 会議所について知りたい こんなことが知りたい 部会のご紹介 お知らせ

**経営発達支援計画**

須賀川会議所は、小規模事業者の持続的発展を支援します。

**定員に達したため受付終了**

わたしにもできるビジネスがある！

**すかがわ創業塾**

7/18(火) start  
19:00 - 21:00

出会える  
須賀川の  
おいしい食

**食めぐり**

新着お知らせ [すべて](#)

[過去のお知らせ一覧](#)

セミナー	イベント	補助金	検定	部会	その他
2024/02/01	その他	対内直接投資審査制度について【海外からの投資話があった際にはご注意ください...			



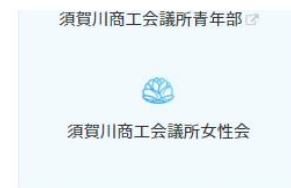
▶ 商工会議所に入会したい



▶ 経営相談を受けたい



▶ 創業したい



▶ 会員サービスを知りたい



▶ 検定試験を受けたい



▶ 支援事例



バナー広告掲載スペース

